

認定特定非営利活動法人に「特定非営利活動法人 あさまハイランドスポーツクラブ」を認定しました

特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に基づき、次のとおり認定しました。

1 認定した特定非営利活動法人

- (1) 名 称 特定非営利活動法人あさまハイランドスポーツクラブ
- (2) 代 表 者 理事長 土屋 美喜子
- (3) 所 在 地 北佐久郡御代田町大字草越 1173 番地 1735
- (4) 事業内容
 - ・カーリングホールの運営に関する事業
 - ・カーリング競技並びにスポーツの普及と強化活動に関する事業
 - ・スポーツの振興と教育に関する事業 など

2 認定について

- (1) 認定年月日 令和 8 年 8 月 3 日
- (2) 認定期間 5 年間（令和 8 年 8 月 3 日から令和 13 年~~7 月 31 日~~まで）

正しくは⇒8 月 2 日

3 寄附金に係る措置

- (1) 個人寄附 所得税個人県民税は寄付金控除の対象
市町村民税は各市町村税条例による
- (2) 相続、遺贈寄附 相続税は非課税
- (3) 法人寄附 法人税の損金算入限度額の拡大

※ 認定 N P O 法人制度は、寄附金に係る税制上の優遇措置を通じて、N P O 法人の活動を支援する制度です。広く市民からの支援を受けていることや、運営組織・経理が適切であること等の基準を満たした法人を、知事が認定します。

今回の認定により、長野県内に主たる事務所を置く認定 N P O 法人は、「あさまハイランドスポーツクラブ」を含めて 18 法人となりました。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合 5 か年計画推進中]

（問合せ先）

担 当 企画振興部 広報・共創推進課
対話・共創推進係
片瀬、小林、丹羽、豊田
電 話 026-235-7189（直通）
026-232-0111（代表）内線 2862
F A X 026-235-7026
E-mail kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp